

用語の解説

あ行

アイストップ

- ・まちかどなどにある建築物や樹木といった、人の視線を引きつける役割を果たす対象物をいいます。(p18 他)

アースカラー

- ・大地の色に由来する、低彩度で落ち着いた色のある色彩のことをいいます。(p142)

か行

かまくら景観百選

- ・「鎌倉のまちの魅力とは何か」を市民とともに考えるため、平成 10 年に実施しました。「鎌倉らしい代表的な風景」と「鎌倉の景観を構成する重要な要素」として 86 件を選考しました。(p3 他)

基調色

- ・建築物の外壁や屋根などの大部分を占める基本となる色彩のことをいいます。(p39 他)

景観アセスメント

- ・事業の実施主体が、必要に応じて構想段階、計画段階、設計段階などの各段階において、事業実施により変化する景観に対し、学識経験者、住民、地方公共団体等多様な意見を聴取しつつ、評価を行い、事業案に反映させる制度をいいます。(p147)

景観協議会

- ・景観法第 15 条に規定されたもので、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構等により組織された協議会のことをいいます。景観計画区域における良好な景観の形成のために必要な協議を行います。(p150 他)

景観計画

- ・景観法第 8 条に規定された景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」のことをいい、次の事項を定めることになっています。

- (1)景観計画の区域
- (2)景観計画区域内の良好な景観の形成に関する方針
- (3)良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- (4)景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

- ・景観法の施策のほとんどは景観計画区域内で行われます。(p2 他)

景観形成地区

- ・鎌倉市都市景観条例第 13 条に基づき、住民と市の協

議により、景観づくりのルールが策定された地区をいいます。地区内で建築行為等を行なう場合は、市長に届出が必要となり、市長はその内容が景観づくりのルールに沿ったものであるかのチェックを行います。(p3 他)

景観重要建造物

- ・景観法第 19 条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物をいいます。(p115 他)

景観重要公共施設

- ・景観法第 8 条に規定されたもので、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設のうち、景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして定められたものをいいます。(p115 他)

景観重要樹木

- ・景観法第 28 条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木をいいます。(p115 他)

景観整備機構

- ・景観法第 92 条に規定されたもので、公益法人又は特定非営利活動法人(NPO 法人)で、景観行政団体の長から指定された団体のことをいいます。管理協定に基づいて景観重要建造物や景観重要樹木の管理を行うなど、景観法第 93 条に規定されている様々な業務を行います。(p150 他)

景観地区

- ・景観法第 61 条に規定されたもので、より積極的に景観形成を図っていく地区において都市計画に、建築物の形態意匠、建築物の高さ、壁面の位置、建築物の敷地面積を定めることができます。建築物の形態意匠は市町村長の認定制度により、それ以外は建築確認により担保されます。(p147 他)

景観づくり賞

- ・鎌倉市都市景観条例第 30 条に規定された表彰制度です。都市景観の形成に貢献する活動を評価することにより、さらに良好な都市景観の形成を推進することを目的としています。平成 15 年度に制度を創設し、これまでに 2 回の事業を実施しました。(p150)

景観法

- ・平成 16 年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律です。法は理念等を定めた基本法的な部分、景観地区の指定等、行為の制限に関する部分、景観重要建造物等の指定による保全・活用等を定めた部分で構成されています。(p1 他)

建築協定

- ・建築基準法第 69 条に規定されたもので、一定の地域を定め、良好なまちの環境や利便の維持・増進を図るため、関係権利者全員の合意により、建築物の敷地、位置、構造等に関する基準のうち必要事項を定め、市長の認可を得て締結される協定です。(p147)

公開空地

- ・街路空間の構成をより魅力あるものにするため、街路に面した私有地の一部を一般に開放する空間をいいます。(p43 他)

高度地区

- ・都市計画法第 9 条第 17 項に規定されたもので、市街地の環境を維持し、又は、土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める制度です。(p147 他)

さ行

彩度

- ・世界標準のマンセル表色系では、色相、彩度及び明度の 3 つの属性の組み合わせで一つの色を表します。彩度は鮮やかさを数字で示し、数値が低いほうが落ち着いたやわらかい色になります。(p39 他)

サイン計画

- ・観光施設などの案内・誘導をするための表示や標識をデザインしたり、システムを計画することをいいます。(p79 他)

敷き際

- ・敷地が通りと接する境界部分のことをいいます。(p37 他)

色相

- ・世界標準のマンセル表色系では、色相、彩度及び明度の 3 つの属性の組み合わせで一つの色を表します。色相は色みのことをいい、赤 R・黄 Y・緑 G・青 B・紫 P・黄赤 YR・黄緑 GY・青緑 BG・青紫 PB・赤紫 RP の 10 の色相があります。無彩色は N で表します。(p39 他)

自主まちづくり計画

- ・鎌倉市まちづくり条例第 28 条に規定されたもので、住民が主体となって地区の総合的なまちづくりの計画を策定し、市長に提案したものをいいます。(p147 他)

市政情報宅配便

- ・市の業務で市民が知りたいテーマについて、希望の時間、場所に市の職員が出向いて説明する制度です。(p150)

住民協定

- ・良好なまちの環境の維持・増進を図るために、自治会や町内会単位で住民が自発的に、建築物等に関する取り決めや約束ごとを定める協定をいいます。法的な

根拠はありません。(p147)

スカイライン

- ・山や建築物などが空を区切ってつくる輪郭線をいいます。(p26 他)

ストリートファニチャー

- ・街頭を彩る家具という意味で、バスの停留所、公衆電話ボックスなどの小建築物やベンチ、街路灯、ゴミ箱などが含まれます。(p31 他)

スプロール

- ・市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成することをいいます。(p26)

セットバック

- ・建築物等の壁面を後退させることをいいます。(p38 他)

た行

多自然化

- ・河川の改修、整備などを行う際に、本来の自然環境を極力損なわないように、生物の良好な生育環境に配慮した工法を取り入れることをいいます。(p17 他)

地区計画

- ・都市計画法第 12 条の 5 に規定されたもので、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの配置や建築物の建て方等を地区の特性に応じてきめ細かく定め、より良好なまちづくりをすすめる計画をいいます。(p147 他)

眺望点

- ・ある眺望を見る場所のことをいいます。(p9 他)

デザインレビュー

- ・個々の開発や建築物の設計段階におけるデザイン審査のことをいいます。事業者、地区住民、行政、専門家等が参加し公開により議論することで、基準への適合だけでなく、地区にふさわしい景観形成の考え方を共有できる制度です。(p147)

特別用途地区

- ・都市計画法第 9 条第 13 項に規定されたもので、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、用途地域の指定を補完して定める地区です。
- ・建築基準法に基づく地方公共団体が定める条例で建築物の用途に係る規制の強化又は緩和を行うことが可能です。(p147)

特別緑地保全地区

- ・都市緑地法第 12 条第 1 項に規定されたもので、都市計画区域内の枢要な緑地について、建築物の新築、木竹の伐採等の行為を許可制とするとともに、通損補

償や土地の買入れ等により、その良好な自然的環境を現状凍結的に保全しようとする地区です。(p20 他)

都市計画基礎調査

・都市計画法第 6 条に規定されたもので、概ね 5 年ごとに国土交通省令で定めるところにより、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等現況及び将来の見通しについての調査をいいます。調査の結果をふまえ、都市計画の策定やその実施の検討が行われます。(p94)

都市マスタープラン

・都市計画法第 18 条の 2 に規定された市町村の都市計画に関する基本的な方針をいいます。本市の都市マスタープランは、都市計画・まちづくり分野の総合かつ具体的な計画であると同時に、総合計画の都市整備に関わる部分の計画としての位置づけを持っています。(p2 他)

な行

は行

バラベツト

・屋根の立ち上がりのことをいいます。(p57 他)

ビオトープ

・野生生物の生息・生育空間をいいます。(p29 他)

ピスタ

・両側に並木や建築物などが並んだ狭く長い眺めで、「通景」「見通し線」などとも言われます。(p22 他)

ペントハウス

・建築物の屋根よりさらに突き出した部分のことをいいます。通常エレベーター機械室となっている部分で「塔屋」ともいいます。(p39 他)

ポラード

・歩道に車が進入したり乗り上げることを防ぐための車止めのことをいいます。(p118)

ま行

明度

・世界標準のマンセル表色系では、色相、彩度及び明度の 3 つの属性の組み合わせで一つの色を表します。明度は明るさを数字で示し、数値が大きい方が明るい色になります。(p39 他)

や行

誘目性

・無意識のうちに人間の目を引きつける性質のことを言います。誘目性の高い意匠とは明暗の変化が大きな

もの、周辺から際だつ色を使ったもの、サイズの大きなものなどがあげられます。(p38 他)

ら行

緑地協定

・都市緑地法第 45 条第 1 項に規定されたもので、市街地の良好な環境を確保するために、相当規模の一団の土地において、土地の所有者等の全員の合意により、緑地協定区域、保全又は植栽する樹木等の種類とその場所、垣または柵の構造、管理に関する事項等の必要事項を定め、市町村長の認可を得て締結される協定です。(p148)

緑化地域

・都市緑地法第 34 条第 1 項に規定されたもので、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域について定めることができる地域です。(p148)

わ行